

自動車税(種別割)納入のお願い

自動車税(種別割)の納期限

5月31日(金)

自動車税(種別割)の納税通知書は5月1日(水)に発送されます。

金融機関や県税事務所の窓口、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリなどで、納期限内に納めてください。詳しくは、納税通知書に同封されている「お知らせ」をご覧ください。

心身に障害がある方に対する減免制度

心身に障害のある方が使用する自動車の自動車税種別割、環境性能割を減免する制度です。

対象の方は事前に茨城県常陸太田県税事務所 収税第一課までお問い合わせください。

対象者	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方 ※障害の区分、等級により減免できない場合があります。
対象自動車	心身に障害のある方が通院・通学・通所もしくは生業のために使用する自動車 ※障害のある方1人に対し、1台が対象です。
申請方法	必要な書類をお持ちのうえ、県税事務所へ来所し申請してください。 ※減免の要件により必要な書類等が異なりますので、事前に県税事務所にお問い合わせください。
申請時期	令和6年度から減免を受ける場合 ⇒令和6年5月31日(納期限)まで ※5月31日を過ぎると翌年度からの減免となります。

※新車、中古自動車新規登録にかかる減免や自動車税環境性能割減免は、登録日から30日以内に水戸県税事務所自動車税分室(茨城運輸支局内)で申請してください。

問 茨城県常陸太田県税事務所 収税第一課

☎0294-80-3314

軽自動車税(種別割)納入のお願い

軽自動車税(種別割)の納期限

5月31日(金)

軽自動車税(種別割)の納税通知書は5月8日(水)に発送されます。

金融機関、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマートフォン決済アプリなどで、納期限内に納めてください。

心身に障害がある方に対する減免制度

一定の要件を満たす場合に軽自動車税(種別割)を減免する制度です。

対象	①障害がある方が使用(所有)する軽自動車等 ②障害がある方のためにその方と生計を一にする方が使用(所有)する軽自動車等 ③障害がある方のために常時介護(週3日以上)の介護)する方が使用する軽自動車等 ④障害がある方が利用するための構造になっている軽自動車等 ※①～③は障害がある方1人に対し、普通自動車・軽自動車を問わず1台が対象です。
申請方法	市役所税務徴収課または各支所の窓口もしくは郵送にて申請してください。
申請時期	令和6年5月31日(納期限)まで ※毎年申請が必要です。

※減免を受けるためには障害等級など一定の基準があります。申請に必要な書類など、詳細は下記へお問い合わせください。

※令和5年度に減免の申請をされた方には税務徴収課から減免申請書等をお送りします。

問 税務徴収課 市民税G ☎52-1111 内線239

－お詫びと訂正－

4月10日発行「広報常陸大宮お知らせ版 No.515」4ページ『「議会報告会」を開催します』記事中、開催場所を旧施設名で記載していました。お詫びして訂正します。

【議会報告会】5/15(水)14:00 開催場所
(正) 緒川地域センター (誤) 緒川総合センター